

「定住者」（日本人配偶者の実子）①

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①日本人の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各 1 通
* 1 年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1 年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 日本人又は日本人の配偶者の方が会社に勤務している場合
日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - (2) 日本人又は日本人の配偶者の方が自営業等の場合
 - ①日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1 通 自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 日本人又は日本人の配偶者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1 通
* 身元保証人には、通常、日本人（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ④申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ⑤申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書（認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ⑥身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記⑥については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記 2 及び 3 の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします

* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人（お子さん）の方のことで。

* 日本人の配偶者とは、日本人の方と結婚し、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって、日本に在留している外国人のことで。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から 3 ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（永住者の配偶者の実子）②

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
*3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①永住者又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・各1通
*1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
*上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
*また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
 - ②申請人の出生届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
②については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 永住者又は永住者の配偶者の方が会社に勤務している場合
永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 永住者又は永住者の配偶者の方が自営業等の場合
 - ①永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 永住者又は永住者の配偶者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*身元保証人には、通常、永住者（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑤申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書（認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）・・・・・・・・ 1通
 - ⑥身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
**上記⑥については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（お子さん）の方のことです。

* 永住者の配偶者とは、永住者の在留資格をもって在留している方と結婚し、「永住者の配偶者等」の在留資格をもって、日本に在留している外国人のことです。

* 永住者とは、上記永住者の在留資格をもって日本に在留している方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（定住者・永住者・特別永住者の6歳未満の養子）③

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
*3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・各1通
*1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
*上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
*また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
 - ②申請人の養子縁組届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
②については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
 - ③扶養者の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 扶養者が会社に勤務している場合
扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 扶養者が自営業等の場合
 - ①扶養者の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②扶養者の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 扶養者が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*身元保証人には、通常、申請人の扶養者（「永住者」・「定住者」・「特別永住者」）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です。）。）
 - ③理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）・・・・・・・・・・ 1通
 - ④申請人と養子縁組が成立していることを証明する本国（外国）の機関から発行された証明書・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑤申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑥身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
**上記⑥については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

- * 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（お子さん）の方のことです。
- * 扶養者とは、上記申請人を扶養する永住者・定住者・特別永住者の方のことです。
- * 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留 意 事 項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（定住者の実子）④

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
*3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①定住者の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・各1通
*1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
*上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
*また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
 - ②申請人の出生届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
**②については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 定住者の方が会社に勤務している場合
定住者の方の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 定住者の方が自営業等の場合
 - ①定住者の方の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②定住者の方の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 （自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3) 定住者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*身元保証人には、通常、「定住者」（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）・・・・・・・・ 1通
 - ④申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・ 1通
 - ⑤申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書（認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）・・・・・・・・ 1通
 - ⑥申請人の方の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ⑦祖父母及び父母が実在していたことを証明する公的な資料・・・・・・・・ 適宜 （例：祖父母及び父母の旅券、死亡証明書、運転免許証等）
 - ⑧申請人の方が本人であることを証明する公的な資料・・・・・・・・ 適宜 （例：身分証明書（IDカード）、運転免許証、軍役証明書、選挙人手帳等）
**上記⑥～⑧は、申請人が日系人である場合のみ必要です。
 - ⑨身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・ 提示
**上記⑨については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（お子さん）の方のことです。

* 定住者とは、「定住者」の在留資格をもって、日本に在留している方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系2世の配偶者）⑤

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* *3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①婚姻届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*①については、日本の役所に届出ている場合にのみ提出して下さい。
 - ②2世の方の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ③2世の方又は申請人（収入が多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・ 各1通
*1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
*上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
*また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1)会社員の場合： 2世の方又は申請人（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・ 1通
 - (2)自営業の場合： ①2世の方又は申請人（収入が多い方）の確定申告書控えの写し・・・・・・・・ 1通
②2世の方又は申請人（収入が多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・ 1通
（※自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3)無職の場合： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1通
*身元保証人には、通常、2世の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③申請人の方の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④質問書・・ 1通
 - ⑤スナップ写真（お二人で写っており、容姿がはっきりと確認できるもの）・・・・ 2～3葉
 - ⑥身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* *上記⑥については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。（「2世の方」とは、申請人の夫又は妻の事です）

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世）⑥

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ① 祖父母（日本人）の方の戸籍謄本又は除籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 婚姻届出受理証明書（祖父母と両親のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 各1通
 - ③ 出生届出受理証明書（申請人のもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④ 死亡届出受理証明書（祖父母と両親のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 各1通

* ②～④については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
- 5 「日本での滞在費用を証明するもの」
 - (1) 申請人が自ら証明する場合
 - ① 預貯金通帳残高証明書（申請人名義のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 雇用予定証明書又は採用内定通知書（日本の会社発行のもの）・・・・ 1通
 - (2) 申請人に代わって滞在費用支弁者が日本にいる場合
滞在費用支弁者の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 6 その他
 - ① 身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 身元保証人には、通常、日本に居住する日本人又は永住者の方になっていただきます。
 - ② 身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③ 申請人の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ④ 祖父母及び両親の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑤ 両親及び申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑥ 申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書・・・・・・・・ 1通 （※⑥については、認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）
 - ⑦ 祖父母及び父母が実在していたことを証明する公的な資料・・・・・・・・ 適宜 （例：祖父母及び父母の旅券、死亡証明書、運転免許証等）
 - ⑧ 申請人が本人であることを証明する公的な資料・・・・・・・・・・・・ 適宜 （例：身分証明書（IDカード）、運転免許証、軍役証明書、選挙人手帳等）
 - ⑨ 身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記⑨については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方（日系3世）のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世）⑥

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①祖父母（日本人）の方の戸籍謄本又は除籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②婚姻届出受理証明書（祖父母と両親のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 各1通
 - ③出生届出受理証明書（申請人のもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④死亡届出受理証明書（祖父母と両親のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 各1通

* ②～④については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
- 5 「日本での滞在費用を証明するもの」
 - (1) 申請人が自ら証明する場合
 - ①預貯金通帳残高証明書（申請人名義のもの）・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②雇用予定証明書又は採用内定通知書（日本の会社発行のもの）・・・・ 1通
 - (2) 申請人に代わって滞在費用支弁者が日本にいる場合
滞在費用支弁者の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 身元保証人には、通常、日本に居住する日本人又は永住者の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③申請人の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ④祖父母及び両親の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑤両親及び申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑥申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書・・・・・・・・ 1通 （※⑥については、認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）
 - ⑦祖父母及び父母が実在していたことを証明する公的な資料・・・・・・・・ 適宜 （例：祖父母及び父母の旅券、死亡証明書、運転免許証等）
 - ⑧申請人が本人であることを証明する公的な資料・・・・・・・・・・・・ 適宜 （例：身分証明書（IDカード）、運転免許証、軍役証明書、選挙人手帳等）
 - ⑨身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記⑨については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方（日系3世）のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世の配偶者）⑦

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* *3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①婚姻届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※①については、日本の役所に届出ている場合にのみ提出して下さい。
 - ②3世の方の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ③3世の方又は申請人（収入が多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・ 各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1)会社員の場合： 3世の方又は申請人（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・ 1通
 - (2)自営業の場合： ①3世の方又は申請人（収入が多い方）の確定申告書控えの写し・・・・・・・・ 1通
②3世の方又は申請人（収入が多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・ 1通
（※自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3)無職の場合： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1通
* 身元保証人には、通常、3世の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③申請人の方の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④申請人の方の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑤質問書・・ 1通
 - ⑥スナップ写真（お二人で写っており、容姿がはっきりと確認できるもの）・・・・ 2～3葉
 - ⑦申請人の方の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ⑧申請人の方が本人であることを証明する公的な資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
（例：身分証明書（IDカード）、運転免許証、軍役証明書、選挙人手帳等）
 - ⑨身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* *上記⑨については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。（「3世の方」とは、申請人の夫又は妻のことです）

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日本人の6歳未満の養子）⑧

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①日本人の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
養子縁組事実の記載がない場合には、戸籍謄本に加え養子縁組届出受理証明書の提出をしていただきます。
 - ②日本人の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・ 各 1 通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 日本人の方が会社に勤務している場合
日本人の方の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - (2) 日本人の方が自営業等の場合
 - ①日本人の方の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②日本人の方の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 日本人の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1 通
* 身元保証人には、通常、日本人（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ④身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
** 上記④については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（お子さん）の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。